

<電話対応記録>

所 長	次 長	総 課	務 長	建築住宅課 長	都市計画課 長	課 係	担 当

- 1 日 時 平成 15 年 3 月 7 日 (金) 13:30 頃及び 17:00 頃
- 2 発信者 [redacted] 代表取締役 [redacted]
- 3 受信者 熱海土木事務所都市計画課 [redacted]
- 4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

(1) 13:30 頃

[redacted]
今日は看板を立てに来ていただいたようで、ご苦労さまでした。

[redacted]
命令を出した場合は、標識を立てたりして公示しなくてはならないということが法律で決まっていますからね。

[redacted]
ええ。看板については命令が出てしまった以上、止むを得ないと思ってました。

ところで、先に違反だと指摘された、熱海市道の上の箇所のところなんです
が、防災計画の提出期限が 3 月 10 日ですよ？

ウチの顧問の [redacted] というものがあるのですが、わかりますか？

[redacted]
今週の月曜日、[redacted] さんも含めて 3 人で事務所にお越しいただいたときにいらっしゃった方ですね？

[redacted]
そうです。その [redacted] が、[redacted] という会社と縁があって、[redacted] が使っているという設計事務所を紹介してもらったんです。

先日までのお話では、ウチはもう能力も信用も無いので、何をやっても駄目だと言われてしまいましたし。

[redacted]
それで別の会社には是正計画も含めて依頼したということですか？

[redacted]
そうです。[redacted] は一部上場の大企業です。で、その関係の設計事務所に引き受けてもらえることになって、現地調査も昨日してもらい、まずは防災計画を作ってもらっています。

[redacted]
そうですか。

[redacted]
防災措置なら、調整池を作ったりなんでしょうから、ウチが計画してやっても良いし、御指示いただいた内容をウチがやっても良いんですけどね。

もう、ウチがやることは全部信用してもらえないでしょうから、頼むことにしました。

で、防災計画の策定から、是正計画策定までを依頼した、ということですね。

そうです。それで、提出期限の関係ですが、ちょっと3月10日には間に合いそうにないのです。それ以降だと、どうしてもまずいですか？

至急作成して出しますので、期限内の回答としてはそれをお願いしたいのですが。内容は当然、きちんとしたものを出します。

それなら、今回の提出期限では、「別の会社に頼んで防災計画を作成してもらっている状況である。期限には間に合わなかったが、きちんとした計画を提出する。」という回答があることになる訳ですね。

そうです。それをお伝えしたくて電話したのです。その旨は文書で出さないとやはりマズイですか？この電話で済むって訳には、

期日を決め、正式に提出を依頼しているものですし、やはり文書でいただきたいですね。郵送やFAXでもいいですから。

今、伺った内容を書いていただくことになると思います。

わかりました。あと、無許可の違反だと言われた箇所について、緊急の防災工事だけでもやりたいのですが、

本格的な防災工事とは別に、応急措置ということですか？

そうです。土砂や水が流れ出るとマズイので、調整池がわりの穴を掘ろうと思っています。10tダンプで2-3台くらいの土を取るだけですが、まずいですか？

それは、今日実施なさりたいということですか？

いえ。来週になると思います。これから雨の日が増えた時に備えて、やっておきたいのです。

行き止まりになっている方の市道の排水路の終点に、雨水や土砂が流れ込んでしまっているんですよ。

無許可で造成してしまった方の土地から流出しているようなので、そこから出ないようにしたいのです。

どうしても必要なものなのであれば、それを行いたいという旨を、その必要性と共に文書にして提出してもらった方が良いでしょうね。

また、本当に防災工事だということがわかるように、着手前及び完了後、そしてその工事をすぐにやらなければならなかった理由がわかる写真等を撮っておいてください。

また、宅地を造成しようとしているという誤解をうけないような工事にしてください。

写真については、今回これだけ言われていますから、ちゃんと撮影します。
また、造成についても、近隣の人も気にしているでしょうし、誤解を受けるような形状にはしません。穴を掘って、そこに水を導くようにするだけです。

そうですか。

で、穴を掘った時に出る土はどうするのですか？

そんなに大量の土が発生するようなことはしません。10tダンプで2-3台くらいですから、どこかに置くか、使えそうな現場があればそこに持っていきます。

区域内に置くとまた造成だと思われてしまうし、許可済で工事中の方に投げ込んだりするのも工事を再開したと思われてしまうでしょうから。

許可済みで工事停止になっている方に投げ込んだりするのはマズイでしょうね。工事の再開だとしか見えなくなるかもしれません。

でも、外に搬出したいとのことですが、搬出先はあるのですか？

大した量ではないから大丈夫です。土を使えそうな現場もありますし。

(今週半ばに、建築住宅課職員が擁壁の完了検査に行った際に、その現場に [] が居たとのこと(その擁壁の施工者の [] は、一時期 [] の取締役をやっていたことがある)。擁壁背面が、まだ完全に埋め戻されていなかった様子なので、そこで使いたい可能性が高いと思われる。)

そうですか。外に出しては駄目とは言えないかもしれませんが、その場合にはその搬出先についても明らかにしていただきたいですね。

わかりました。その点もきちんと明記するようにします。

それでは、とりあえず今日中にFAXを送りますので。

※ その後、16:30頃にFAXが送信された。

土砂の搬出先については、「熱海市和田町の造成現場」とあり、やはり前述の擁壁を施工している現場であると思われる。

(2) 17:00頃

先ほどFAXを送りましたが、見ていただけましたか？今回の緊急の防災工事の内容についての図は、とりあえず手書きになってしまいましたが、イメージとしてはわかっていたかと思えます。

そうですね。大体わかりました。

土はやはり外部に搬出することになったのですね。

ええ。先ほども言いましたが、区域内とかに置くと、また造成をやっていると見られて通報とかされたら嫌ですし。

外に出した後に、別の宅地造成現場で使うというのは、そっちで土が必要だから緊急に防災工事をやりたいという話になった、ともとられかねませんが。

そんなことは無いです。丁度使えそうなところがあったので持っていくということですよ。

さっきの電話でお話した、現在計画を作ってくれている設計事務所からも、「あの現場は水や土砂の流出を防ぐ措置を最優先しなければならない」と言われてますし。私は昨日現場に行ったのですが、やはり行き止まりの方の市道の側溝はあのままではマズイと思いました。

まあ、土砂流出の防止工事というのはやる必要があることではありますしね。と言いますか、水や土砂の流出を防ぐための防災工事の計画を立てて欲しいという命令内容な訳ですし。

ところで、先ほど、「緊急の防災工事」と言われましたが、本当に緊急にやる必要があるものなら、土地所有者の責任でやっていただく分には事前に報告がなくても止むを得ないと考えますので誤解しないでくださいね。

例えば、極端な例ですが、造成地から大量の土砂等が市道に流出したとかの場合です。「何もしてはいけないと言われたから放っておいた」とかそういう話に後でなっては困ります。緊急の必要がある場合は、そう判断した理由・施工前及び施工後の状況等をきちんと写真にとって、事後に報告していただいても構いませんので。本当に緊急性がある場合には、ですが。

わかりました。

防災工事以外であの現場に手をつけるようなことはしませんから、安心してください。今日現場に行ったのだからわかるでしょうが、もう重機も減らします。今回の緊急の集水池を作り終わったら、重機は全て下げるつもりです。

あんな入り口にまで看板を立てられてしまったら、もうあの現場を動かすことはできませんから。

そうですか。これで停止中の現場で工事を再開したなんて話になったら取り返しのつかないことになりますから気を付けてくださいね。

では、防災工事を行うなら、繰り返しになりますが、「①必要最低限の工事とすること。②新たな造成行為と疑われるような工事はしないこと。③工事をしなければならないと判断した理由、施工前の状況及び施工後の状況について写真等をきちんと整備し、その行為が必要であった理由がわかるようにすること。④土砂を区域外に搬出するなら、その搬出先についても明らかにすること。」には気を付けてください。

わかりました。

それでは、朱印を押した文書を、今日発送するか、月曜に持参します。

(3) その他

電話終了後、「防災工事のために発生した土砂を、別の現場で使用する」ということに問題がないかどうかを、念のため土地対策室に確認した。

その結果、そのこと自体には特に問題ないと思うが、土砂の搬入について、その搬入行為が法令違反となったりしないかどうかについては確認した方がよいであろうということであった。

造成現場に搬入する場合について、建築基準法での工作物確認をとって施工している擁壁に関係する現場なので土採取条例の適用除外を考えて良いかと思われたが、工作物確認をとって実施している工事が土採取条例の適用除外となるかどうか、念のため確認した方がよいとの土地対策室からの指示であった。

県庁の土採取条例の担当者が不在だったので、週明けに確認することとなった。